

嶺南広域行政組合と福井県との間の公平委員会の 事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条により準用される第252条の14第1項及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、嶺南広域行政組合(以下「甲」という。)は、地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を福井県(以下「乙」という。)に委託する。

(事務委託の管理及び執行の方法)

第2条 公平委員会の事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他規定の定めるところによる。ただし、地方公務員法第52条第4項の規定に基づく管理職員等の範囲を定める人事委員会規則は、甲について別に定める。

(委託事務にかかる経費の支弁の方法等)

第3条 第1条の規定により乙が委託を受けた事務の処理に要する経費は、乙が支弁し、その費用は甲が負担する。

(補則)

第4条 公平委員会の事務の管理及び執行に関する乙の条例、規則その他の規定を制定又は廃止しようとするときは、乙はあらかじめ甲に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、公平委員会の事務の委託に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、平成9年11月11日から施行する。

甲と乙とは、本規約を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各その1通を保有する。

平成9年11月11日

甲 小浜市大手町5番31号
嶺南広域行政組合管理者

乙 福井市大手3丁目17番1号
福井県知事